

●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物理控除の種類	控除額の計算方法(前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。)	
雑損控除	①(損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の10% ②災害関連支出の合計額－5万円	①②のいずれか大きい金額
医療費控除	(支払った医療費の額－保険金等の補てん額)－ ①10万円 ②総所得金額等の5%	①②のいずれか小さい金額 (最高限度額200万円)
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	(支払った特定一般用 薬品等の購入額)－ 12,000円	12,000円 (最高限度額88,000円)
社会保険料控除	支払った社会保険料全額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金全額(契約者本人分に限る)	

生命保険料控除 計算シート				
生命 保 険 料 控 除	一般生命保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	①	計(①+②)(限度額40,000円)
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円)	②	②と③のいずれか大きい金額
	介護医療保険料	保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	★	
	個人年金保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	④	計(④+⑤)(限度額40,000円)
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円)	⑤	⑤と⑥のいずれか大きい金額
				⑥
計算式Ⅰ(新保険料等用)		計算式Ⅱ(旧保険料等用)		複数ある場合は、それぞれ計算して合計。 (最高限度額120,000円) (◆+★+●) 申告書の④へ転記
支払額	控除額	支払額	控除額	
20,000円以下	全額	25,000円以下	全額	
20,001円～40,000円	支払額×1/2+10,000円	25,001円～50,000円	支払額×1/2+12,500円	
40,001円～80,000円	支払額×1/4+20,000円	50,001円～100,000円	支払額×1/4+25,000円	
80,001円以上	一律 40,000円(限度額)	100,001円以上	一律 50,000円(限度額)	

種類	支払額	控除額	
①地震保険料	50,000円以下 50,001円以上	全額 50,000円(限度額)	1つの契約で①②両方の契約がある場合、いずれか大きい金額 ①②両方が別契約である場合はそれぞれ計算した合計額 (最高限度額50,000円)
	10,000円以下	全額	
②旧長期損害保険料	10,001円～20,000円 20,001円以上	(支払額×1/2)+5,000円 15,000円(限度額)	
寄附金控除	①寄附金の額－2,000円 ②総所得金額等の40%の金額－2,000円	①②のいずれか小さい金額	

●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表 ()内は住民税控除額

		申告者の合計所得金額				
		～900万円	～950万円	～1,000万円	1,000万円超	
		所得税(住民税(万円)控除額				
配偶者 控除	48万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	—	
	老人配偶者(S30.1.1以前生まれ)	48(38)万円	32(26)万円	16(13)万円	—	
配偶者 特別 控除	48万円超～95万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	—	
	95万円超～100万円以下	36(33)万円	24(22)万円	12(11)万円	—	
	100万円超～105万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円	—	
	105万円超～110万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円	—	
	110万円超～115万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円	—	
	115万円超～120万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円	—	
	120万円超～125万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円	—	
	125万円超～130万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円	—	
	130万円超～133万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円	—	
	133万円超	—	—	—	—	

●参考＜市民税・県民税と所得税の所得控除比較表＞

区分	所得税	住民税	区分	所得税	住民税
医療費控除	同額	同額	寡婦控除	270,000円	260,000円
社会保険料控除	同額	同額	ひとり親控除	350,000円	300,000円
小規模企業共済等掛金控除	同額	同額			
生命保険料控除 (限度額)	一般分 新 40,000円	28,000円	勤労学生控除	270,000円	260,000円
	一般分 旧 50,000円	35,000円	普通障害 270,000円	260,000円	
	介護医療分 新 40,000円	28,000円	特別障害 400,000円	300,000円	
	個人年金分 新 40,000円	28,000円	同居特別障害 750,000円	530,000円	
	個人年金分 旧 50,000円	35,000円	配偶者控除 一般 380,000円	330,000円	
	一般+介護+年金 120,000円	70,000円	配偶者控除 老人 480,000円	380,000円	
地震保険料控除 (限度額)	地震 50,000円	25,000円	配偶者特別控除(限度額) 老人 380,000円	330,000円	
	旧長期 15,000円	10,000円	老人 480,000円	380,000円	
	地震+旧長期 50,000円	25,000円	同居老親等 580,000円	450,000円	
寄附金控除	特定寄附金の額－2,000円	平成21年度より所得控除から税額控除に改められました。	扶養控除 特定 630,000円	450,000円	
			一般 380,000円	330,000円	
			基礎控除 480,000円	430,000円	

令和7年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書記入の手引き

令和7年度の市・県民税は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに生じた所得について、令和7年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

市・県民税申告
をする人

(申告が必要かどうかは
下記「申告判断表」を
参考してください。)

＜ご自身で申告書を記入することが困難な人＞

申告書に住所、氏名、生年月日等を記入し、下記「申告に必要なもの」とともに直接又は郵送で提出してください。添付資料を基に、下記のとおり処理します。
ただし、添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、裏面記入例を参考に記入してください。

＜ご自身で申告書を記入ができる人＞

裏面記入例を参考に記入し、下記「申告に必要なもの」とともに直接又は郵送で提出してください。
所得0円の申告をする人については申告書の住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号欄のみの記入でも構いません。

申告に必要なもの

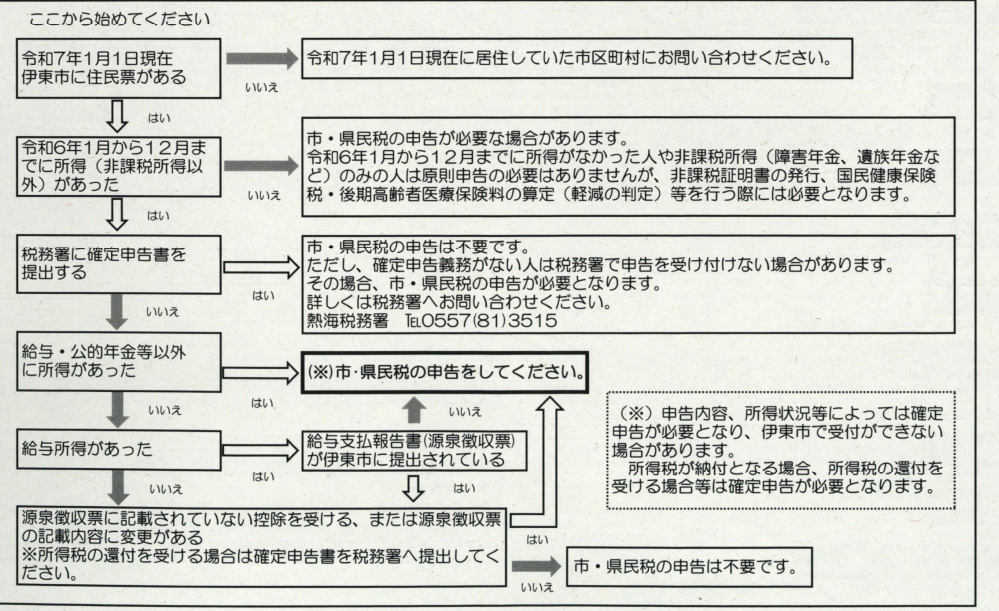
- 添付資料
 - ・源泉徴収票(給与、公的年金等の所得がある人)
 - ・収支のわかる書類(不動産・事業等の所得がある人)
 - ・社会保険料・生命保険料等の支払証明書
 - ・障害者手帳・学生証等のコピー
- その他
 - ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード(郵送の場合はコピーを添付してください)

処理方法

- ＜添付の資料がある場合＞
- ・収入、控除は全て足し込み
 - ・人的控除は添付資料に記載のものを全て反映(ただし、各控除の所得要件において、その所得要件を超えた場合は職権で否認。他者と扶養が重複している場合は後日確認のご連絡をする場合があります。)
 - ・添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、申し出が無いと反映できません。所得から差し引かれる金額欄の未記載での提出はご遠慮ください。
- ＜添付の資料が無く申告書に記入が無い場合＞
合計所得金額0円とみなします。

申告判断表

この表を参考に、ご自身が市・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。



給与と所得

給与、賞金、賞与などの所得
給与と所得の計算

収入	所得
550,999円以下	0円
551,000円以上 1,618,999円以下	収入額－550,000円
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円
1,628,000円以上 1,799,999円以下	収入額(※)×2.4＋100,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	収入額(※)×2.8－80,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	収入額(※)×3.2－440,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	収入額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入額－1,950,000円

※給与収入額を4で割って、千円未満の端数を切り捨てた額

公的年金等の所得

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金の所得
公的年金所得の計算(※小数点以下切り捨て)

65歳以上(S35. 1. 1以前生まれ)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	収入額－110万円	収入額－90万円
330万円超 410万円以下	収入額×0.75－27万5千円	収入額×0.75－17万5千円
410万円超 770万円以下	収入額×0.85－68万5千円	収入額×0.85－48万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入額×0.95－145万5千円	収入額×0.95－135万5千円
1,000万円超	収入額－195万5千円	収入額－175万5千円

64歳以下(S35. 1. 2以後生まれ)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	収入額－60万円	収入額－50万円
130万円超 410万円以下	収入額×0.75－27万5千円	収入額×0.75－17万5千円
410万円超 770万円以下	収入額×0.85－68万5千円	収入額×0.85－48万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入額×0.95－145万5千円	収入額×0.95－125万5千円
1,000万円超	収入額－195万5千円	収入額－175万5千円

事業所得・不動産所得

営業…小売業、製造業、外交員など
農業…農作物の生産など
不動産…家賃、地代など

利子所得

公社債、預貯金の利子など(分離課税分を除く)

配当所得

株式や出資の配当など

その他雑所得

個人年金、シルバー人材センター報酬、工賃(就労継続支援B型)など

一時所得

生命保険の満期返戻金、懸賞金など

総合譲渡所得

不動産・株式以外の資産の譲渡

下記の分離課税所得がある場合は、別に申告書を用意してあります。

山林所得

山林の伐採又は譲渡

退職所得

退職金

分離(譲渡・株式・配当)

申告分離課税方式を選択した上場株式等に係る配当など

伊東市長宛
令和 年 月 日提出

令和7年度 市民税・県民税 申告書

国民健康保険税



現住所	伊東市大原2-1-1	資料番号	
1月1日現在の住所	同上	宛名番号	
ふりがな	いとう たろう	電話番号	0557-32-1271
氏名	伊東 太郎	個人番号	123456789123
代理人	ふりがな	続柄	☐ 同一世帯 ☐ 同一世帯以外
	氏名	続柄	代理人電話番号

※「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号)の欄等に関する法律第14条第3項に規定する個人番号をいう。1)を記載してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	支払った保険料
国民健康保険税	35,400円
国民年金保険料	
介護保険料	23,000円
後期高齢者医療保険料	
その他	
新生命保険料	13,336円
旧生命保険料	21,335円
新個人年金保険料	3,337円
旧個人年金保険料	85,654円
介護医療保険料	27,854円
介護医療保険料	4,000円
地産保険料	
旧長期損害保険料	35,000円
その他	
障害控除	☐ 勤労学生控除
本人	☐ 1 死亡 ☐ 3 生死不明 ☐ ひとり親控除 (学校名)
配偶者	☐ 2 離婚 ☐ 4 未婚
配偶者の程度	身・精・療 (級)
ふりがな	いとう はなこ
氏名	伊東 花子
個人番号	21234567891011
配偶者の程度	身・精・療 (級)

4 扶養控除

氏名	氏名	氏名	氏名
1 伊東 格	2 伊東 花子	3 伊東 太郎	4 伊東 太郎
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
配偶者の程度	配偶者の程度	配偶者の程度	配偶者の程度
身・精・療 (級)	身・精・療 (級)	身・精・療 (級)	身・精・療 (級)
居住形態	居住形態	居住形態	居住形態
1 同居	2 別居	3 別居	4 別居
氏名	氏名	氏名	氏名
1 伊東 格	2 伊東 花子	3 伊東 太郎	4 伊東 太郎
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
配偶者の程度	配偶者の程度	配偶者の程度	配偶者の程度
身・精・療 (級)	身・精・療 (級)	身・精・療 (級)	身・精・療 (級)
居住形態	居住形態	居住形態	居住形態
1 同居	2 別居	3 別居	4 別居

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

控除の種類	控除額
配偶者控除	扶養控除
1 1	1
2 2	2
3 3	3
4 4	4
5 5	5
6 6	6
7 7	7
8 8	8
9 9	9
10 10	10

控除の種類	控除額
配偶者控除	扶養控除
1 1	1
2 2	2
3 3	3
4 4	4
5 5	5
6 6	6
7 7	7
8 8	8
9 9	9
10 10	10

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

※1 所得金額調整控除により10万円している

所得金額調整控除

1 前年の給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合は、次の算式に相当する金額が給与と所得の金額から控除されます。

- ア 本人が特別障害者
- イ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- ウ 年齢が23歳未満の扶養親族を有する

<控除額> (前年の給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10%

2 給与と所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有し、前年の給与と所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合は、次の算式に相当する金額が給与と所得の金額から控除されます。

<控除額> 前年の給与と所得の金額(上限10万円)＋前年の公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)－10万円

(注) 1・2の両方に該当する場合は、1の控除後に2の金額が控除されます。

雑損控除

昨年中に受けた災害等による資産の損失
[必要書類]控除に係る証明書

小規模企業共済等掛金控除

支払った掛金(契約者本人分に限る)

小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金者掛金もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金

[必要書類]掛金を証明する書類

生命保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った生命保険料など

[必要書類]生命保険料控除証明書

※裏面「生命保険料控除計算シート」をご利用ください

寄附金控除

昨年中に支払った寄附金

[必要書類]寄附金控除証明書

寡婦・ひとり親控除

昨年12月31日時点の状況で判定 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は対象外

名称	寡婦控除	ひとり親控除
区分	寡婦(旧一般寡婦の一部)	ひとり親(旧特別寡婦・寡夫)
扶養親族の有無	無	有
所得制限	27万円	35万円

勤労学生控除

昨年12月31日時点の状況で判定

合計所得金額が75万円以下で、給与と所得等以外の勤労に当たらない所得が10万円以下の学生

[必要書類]学生証など

控除額	27万円
-----	------

扶養控除

昨年12月31日時点の状況で判定

生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合

種類	年齢	控除額
年少	16歳未満	—
一般	(H21. 1. 2以後生まれ)	38万円
特定	(H18. 1. 2～H21. 1. 1以前生まれ)	63万円
一般	(H21. 1. 2～H21. 1. 1以前生まれ)	38万円
老人	(S30. 1. 1以前生まれ)	48万円
	(S30. 1. 1以前生まれ)	58万円

配偶者控除・配偶者特別控除

控除金額については裏面のとおり

医療費控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に昨年中に支払った医療費

【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】

申告者本人や生計を一にする親族の為に昨年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費(スイッチOTC医薬品の購入費)

[必要書類]医療費の明細書 など

社会保険料控除

支払った社会保険料

健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公的年金掛金 など

[必要書類]領収書、納入証明書 など

地震保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った地震保険料など

[必要書類]地震保険料控除証明書

